2．翌事業年度以降における用途変更及び特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産に関する事項

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所の概要

建物棟名称	用途	種類	場所
外来中央診療棟	病院診療用	建物 建物附属設備	徳島県徳島市

⑵　使用しなくなる日

建物棟名称	使用しなくなる日
外来中央診療棟	平成28年７月（予定）

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

平成７年度に策定された徳島大学病院再開発整備計画の所要施設整備の一環として、外来中央診療棟外を取り壊し、外来診療棟を改築整備することを決定いたしました。このための改修に伴い、外来中央診療棟外を使用しなくなる予定であります。

⑷　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

建物棟名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
外来中央診療棟	323,002,745円	0円	323,002,745円

回収可能サービス価額は、改修後も残存する用途変更部分の使用価値相当額により算定しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金、国債及び地方債を保有しております。また、寄附により株式を取得しておりますが、寄附目的が本学の業務を不当に拘束することはありません。

未収附属病院収入は、債権管理要領に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は大学病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	6,301,092,684	6,393,700,000	92,607,316
その他有価証券	101,818,229	101,818,229	—
⑵　破産更生債権等	15,012,511		
徴収不能引当金	△15,012,511		
	0	0	—
⑶　現金及び預金	9,226,756,023	9,226,756,023	—
⑷　未収附属病院収入	4,273,554,942	4,273,554,942	—
⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金	(9,515,599,273)	(10,039,069,208)	523,469,935
⑹　長期借入金	(12,236,156,000)	(12,426,224,099)	190,068,099
⑺　リース債務（※２）	(3,100,004,700)	(3,088,729,661)	△11,275,039
⑻　未払金	(7,539,058,986)	(7,539,058,986)	—

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※２）貸借対照表上、一年超のリース債務は「長期未払金」に、一年以内のリース債務は「未払金」に含まれております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑵　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑶　現金及び預金、並びに⑷　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑹　長期借入金及び⑺　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑻　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額770,536,262円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴　投資有価証券及び有価証券」には含めておりません。

（資産除去債務に係る注記）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

アスベスト関連法令に基づき、建物の解体等の作業によるアスベストの除去費用および当該アスベストの処理費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を法人化に伴う当該固定資産の承継時から298月と見積り、割引率は、2.25％を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。